## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】平成25年2月14日【会社名】富士機械製造株式会社

【英訳名】FUJI MACHINE MFG. CO., LTD.【代表者の役職氏名】取締役社長 曽我 信之【最高財務責任者の役職氏名】該当事項はありません。

【本店の所在の場所】愛知県知立市山町茶碓山19番地【縦覧に供する場所】富士機械製造株式会社東京支店

(東京都港区港南二丁目4番15号)

富士機械製造株式会社大阪支店

(大阪府吹田市江坂町一丁目17番26号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注) 上記の大阪支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

EDINET提出書類 富士機械製造株式会社(E01495) 確認書

## 1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長曽我信之は、当社の第67期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。